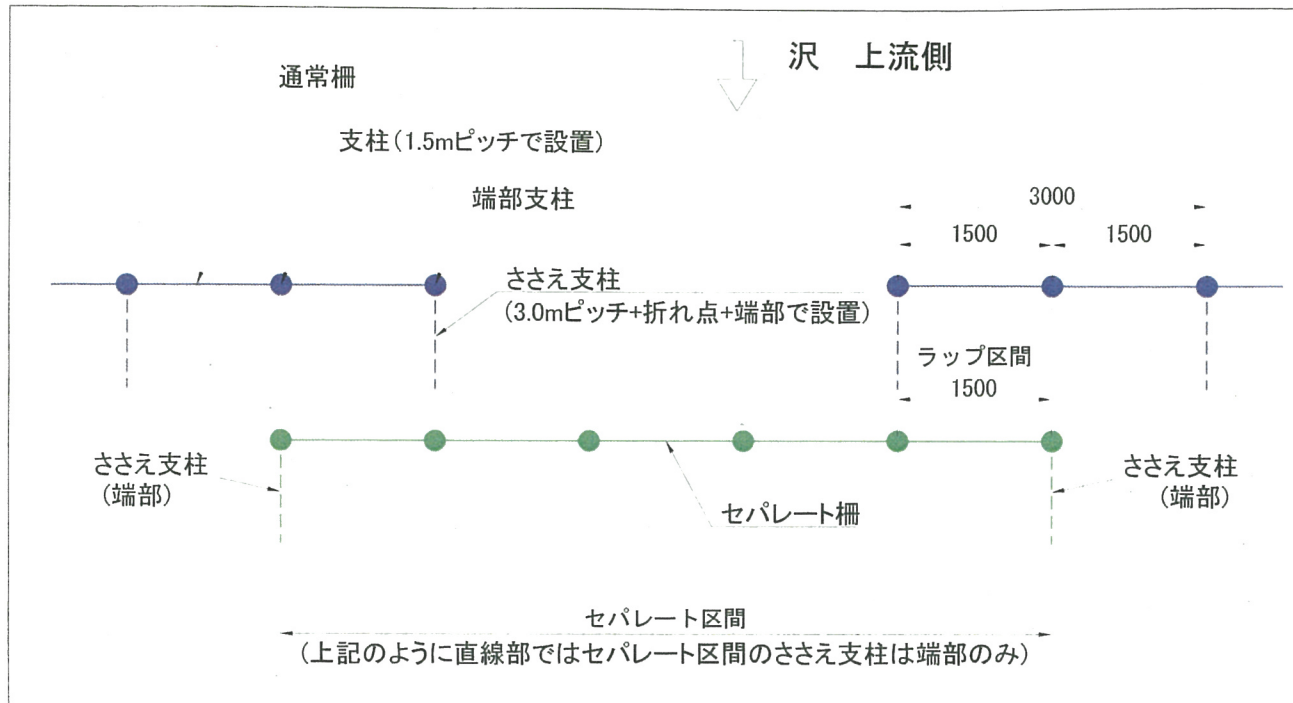
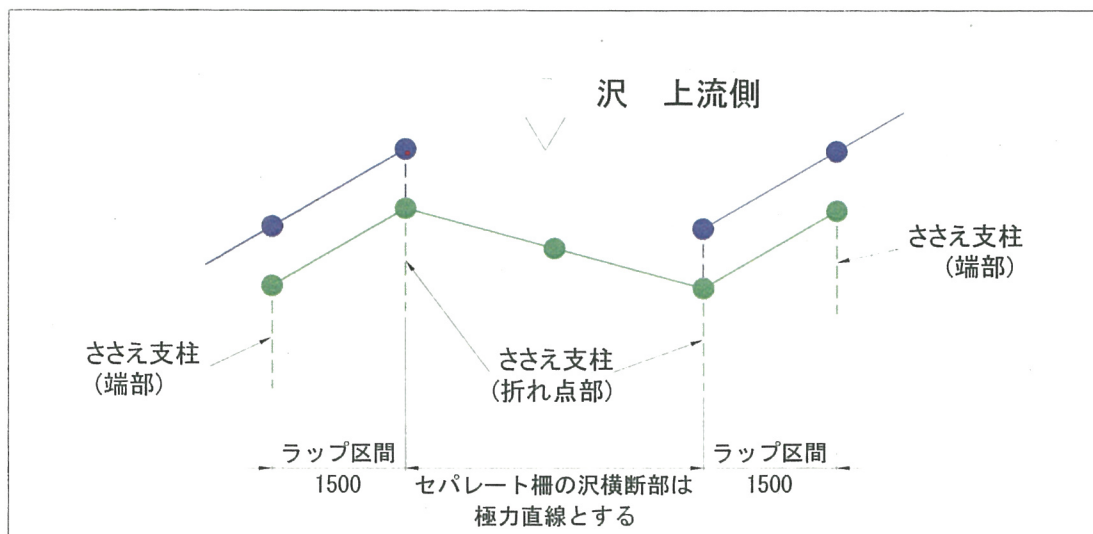


ケース1 (セパレート柵直線部)



ケース2 (セパレート部 折れ点含む)



※特記事項

- ① 沢を横断する箇所では、セパレート構造とする。
- ② セパレート柵は、沢の下流側に設置する。
- ③ 通常柵とセパレート柵のラップ部は、支柱間隔の1.5mとする。
- ④ 通常部のささえ支柱は、直線区間は、3.0mピッチ、その他端部、折れ点に設ける。
(支柱は1.5mピッチで設ける。)
- ⑤ セパレート柵のささえ支柱は、原則端部のみに設置する。
但し、セパレート柵に折れ点を設ける場合は、ラップ区間内で設け、この折れ点部にも、ささえ支柱を設ける。
沢を横断する区間は極力直線とする。
- ⑥ 通常柵(青)とセパレート柵(緑)の隔離は、鹿の頭が入らない程度とする。